

レクチャー

初心者のための質的研究ナビゲーション 連載 第二回  
—質的研究例（その1）：介護する女性—

筑波大学医学医療系  
橋爪祐美

前回は質的研究にどのような意味があるのかについて概観した。今回より2回にわたり、具体的な研究例を基にグラウンデッド・セオリー法について解説する。

Contents:

1. どのような現象を捉えたのか
2. その現象はどのように問題か
3. なぜ質的研究方法を選択したのか

1. どのような現象を捉えたのか

以下は老親を介護する勤労女性の、日頃の生活における思いや感情を吐露したものの一部である。なお内容は一部改編している。

《会社員48歳、認知機能の低下してきた義母80歳を15年介護》

「医師から『認知症』、と言われてはいないが、姑はときどき道理に合わないことを言う。でも私は反論しない。姑には子どもの世話をしてもらった恩があるし子どもの手前、変なこと（姑への反論）はできない。

夫は自分で何でも決める人で、『こうするぞ』って言われたら私は『じゃ、わかった』って、夫にも従う。

夫が家事や介護を手伝ってくれるようになった。でもポータブル（便器の洗浄）は私の仕事。それだけは夫も嫌がる。朝は早くに起きて掃除して食卓に座る暇もなく、みんなの弁当を作り仕事に行く。帰宅したらまた食事を支度して家族に食べさせ洗濯し風呂に入って一日が終わる。手抜きだらけの家事（笑）。週末は家で仕事することも多い。趣味はみんな辞めてしまった。まだ日中、姑が一

人で家にいられるからいいが、この先どうなるのか、とても心配だ。

私の仕事の責任も重くなってきた。親のことで何かあったら、休みを交代してもらわなくちゃいけないので、上の人にも下の人にも気を遣い、試練の毎日だ。

実家の母から見ると私は、『いつもピリピリして』いて、友人から見ると『周りの言いなりになっている』ようだ。結婚、出産の後、姑の介護がすぐに始まり、ずっとそういう、やり方をしてきた。そうしなくちゃ家が回らない。

私が仕事を辞めれば家事や介護に集中できるし、子どもや夫にも優しくなれるのだろうが、子どもの教育費の為と国の年金も当てにできないから働いていたい。

職場には気心の知れた仲間もいて仕事は楽しい。働いて、給与という見返りが来るのは嬉しい。自分の自由になるお金があり好きな物も買える。でも職場の人間関係など、悩むことも多い。私が仕事の愚痴を言うと、夫は『（仕事を）辞めろ』と言う。だから、夫には何も言えない。

介護を始めたころは若く、夫と一緒に毎日、姑を風呂に入れた。今は介護サービスに任せて、自分は大したことはしていない。良い介護って何なのでしょう。家にいて、お話し聞いてあげることかな？でも話題に困る。姑は一人ですっと同じことを喋っている。夫が合わせてくれているが、疲れていると夫もイライラしている。

今度ショートステイに姑を預けて、ディズニーランドに行く。上の子が来春、県外の大

学に行くので、一緒に出かけられる最後の機会だ。姑一人、他人に預けて遊びに行くなんて。誰も非難しないけれど、なんとなく後ろめたい」

この女性会社員は、家庭をもちつつ働くことの喜びと充実感を抱く一方で、妻、母としての役割や嫁としての老親介護の責務を全うしきれていないと述べ、罪の意識にも似た感情を抱いている。一般的に老親の娘や息子の配偶者は老親介護を自身の役割と認識し、周囲からもそのように期待されている。このように、わが国の娘や嫁にとっては老親介護が慣行的な規範行動として認識され、踏襲されてきた。その背景には、旧民法で制定された家制度に基づく長子の責任による親の扶養義務、儒教精神、敬老精神による強化がなされてきたとの指摘がある<sup>1)~7)</sup>。高齢者福祉施策において家族介護者は、無償で介護責務を担うものとして、施策上も家族介護者の責務が明文化されている<sup>8)9)</sup>。一方、介護保険制度が施行されて10年を過ぎた今日、この女性会社員のように家族の事由で介護サービスを利用することが一般的になった。さらに1985年に男女雇用機会均等法が施行され、1999年に男女共同参画社会基本法が制定されて、今や女性も男性同様に就労し自己実現や社会貢献を果たしながら、男女問わず家事や老親介護を担うものとされて久しい。にもかかわらず、高齢者介護の主な担い手である同居家族のうち、その70%が女性であり<sup>10)</sup>、共働き夫婦の夫の家事分担時間は妻よりも短い<sup>11)</sup>。この女性会社員とて、日々の家事介護責務をせいっぱい果たしていると見受けられるが、「大したことはしていない」と語り、介護サービスに親を預けて自分たち夫婦と子どもと出かけることに、後ろめたさを感じている。女性が果たすべき責務とは何なのか。後ろめたさはどこから来るのか。

近年、介護者のうつ問題が着目され始めた<sup>12)~14)</sup>。しかし介護家族への公的支援策は、介護保険制度、介護休業制度を除いて見当たらない。介護保険制度については制度導入前後の介護負担感の比較に関する調査で、大差

ない、もしくは制度導入前よりも介護者の負担感が強いとの報告がある<sup>15)</sup>。介護休業制度の利用率については1パーセントにも満たないこと、制度利用に消極的な理由として、1) 人件費節約や定員削減が推進される職場で、休業により雇い主から退職勧告を受けることを恐れている、2) 同僚に迷惑や負担をかけることを回避したい思いが明らかにされている<sup>16)</sup>。公的支援策の限られる中で、働く女性介護者は就労家事育児介護の両立の際にさまざまな葛藤を体験しており、安寧の脅かしは深刻さを増している。

実は私自身、この女性会社員と似たような境遇にあり同じような感情を体験してきた。

私は働く女性介護者が、職業生活と老親介護を両立する際に体験する葛藤を明らかにし、それらに折り合いをつけて前向きに生きてゆく過程を捉えたいと思った。それによって、勤労女性介護者にとって有益な支援策を考えたいと思った。

## 2. その現象はどのように問題か

勤労女性介護者の安寧の脅かしが深刻さを増している背景について、以下の2点から述べる；1) 高齢者医療介護施策と家族構成の変化、2) 社会保障制度の脆弱化と女性の就労意思。

### 1) 高齢者医療介護施策と家族構成の変化

わが国では人口の高齢化が急速に進み、2007年に65歳以上老年人口の割合は21%を超え、超高齢社会を迎えた<sup>17)</sup>。老年人口の増加とともに要介護高齢者数は増え、要介護度は重度化し療養期間は延長した。1950年代まで高齢者の主な死因は脳血管疾患であったが、当時の医療水準からして要介護高齢者が長く床に就く、という現象そのものは現在ほど見受けられることはなかった<sup>18)19)</sup>。1970年代以降、脳血管疾患の発症は減少し、代わって心疾患、悪性新生物、生活習慣病の発症が増えた。医療技術の進歩とともに、高齢者介護が厚生行政の課題となり、老人福祉法(1963年制定)、老人保健法(1982年制定)等の、高齢者を対象とした保健福祉施策の充

実、介護予防、健康維持増進施策が打ち出されていった。1995年、要介護状態にある高齢者のうち、3年以上寝たきり状態にある者の割合は53%で、寝たきり状態になってから死亡するまでの期間は平均8.5か月であった。2006年、要介護高齢者が日常生活に何らかのケアを必要とする期間は推定で6-8年であった<sup>20)</sup>。逼迫する医療費介護費抑止を意図して医療制度改革および介護保険制度の見直しが行われ、在院日数短縮と療養病床数削減の推進、および要介護高齢者の在宅療養の推進が続いている。

戦後の経済発展に伴う女性の高学歴化・晩婚化と社会進出する女性の増加により、出生数の減少、核家族世帯および単身世帯の増加および高齢者との同居率の低下が生じ、家族の介護力の低下が進んだ。現在、40~60代の中年後期世代は、老親と同居しているか、別居しているかを問わず、親の介護を中心的に担う、または介護するきょうだいに協力して携わる必要性が出てきた<sup>16)21)</sup>。

要介護高齢者施策が在宅介護を推進する中で、施設介護サービス利用を求める家族の意向が高まっている。2009年、特別養護老人ホーム入所待機者は約42万人である<sup>22)</sup>。平成21年度の介護サービス施設・事業所調査結果によると施設介護を希望する家族の理由(複数回答)のうち約7割を占めたのが、介護者が病気である、高齢である、就労育児のため介護できない、であった。一方で、施設側が入居を優先するのは、介護放棄や虐待が疑われるケース、独居高齢者、病院・施設から退院・退所したケースであり、前述した施設入居待機者数に比べ、真に入所を必要とするのは1割程度とする見方がなされている<sup>23)24)</sup>。

## 2) 社会保障制度の脆弱化と女性の就労意思

1950年代の主要産業は第1次産業で、男女問わず家族員は労働力として期待されていた。前述したように、現在ほど要介護高齢者が長く床に就く状況下ではない中で、女性は労働の傍ら、家事や老親介護を含めた家族の世話を一手に引き受けていた。1970年代以

降、疾病構造の変化および、高齢者医療介護施策の家族による高齢者介護の責務が重視されるようになったが、その一方で産業構造も第2次、3次産業が台頭し、女性の就労状況も変化した。1960年代の高度経済成長を境に第1次産業で働く女性の割合は激減し、第2次産業の発展とともにサラリーマン世帯の増加と女性の専業主婦層が増加した。1980年代には第3次産業が発展し、同時に女性の高学歴化、家電製品普及による家事労働負担の軽減、マスメディアを介した欧米諸国の高齢者介護と福祉施策の実情、および女性個人の意思決定と自己実現を尊重する考え方が普及し、女性の就労意欲は向上した。労働力人口に占める女性の割合は1970年代以降4割を超え、2006年に41.4%となっている。15歳以上人口に占める労働力人口の2006年の割合は60.4%で、このうち女性の労働力率は48.5%と、前年比0.1ポイント増であった。女性の年齢階級別労働力率の推移を表す特徴として『M字カーブ』が知られている。これは、多くの女性が結婚・出産を体験する年代に労働力率が低くなる特徴を示す。M字カーブの1970年代以降10年毎の変化では、70年代に20歳代後半から30歳代前半がカーブの底となっていたが、晩婚化・晩産化の影響から次第にカーブの底が浅くなる傾向が見受けられている。2006年、20歳代後半女性の労働力率は75.7%であった<sup>25)</sup>。一方、1990年代初期のバブル経済崩壊、2008年の米国投資銀行の経営破たんを契機とした世界的な金融危機は、わが国の経済情勢および、男女の雇用や就労形態に多大な影響を及ぼした。企業はこれまで、終身雇用制度、年功型賃金制度を取り入れてきたが、不況対策として男女正規従業員の賃金カットと非正規雇用従業員雇用による人件費の節約が続いている<sup>25)~28)</sup>。従来、既婚女性の主な就労形態は非正規雇用であり、既婚女性は子育て、家事、老親介護を含む家族の世話を担い夫の収入を補完する目的で、非正規雇用を好んで選択した。しかし、長引く不況と上昇する失業率の影響を受け、現在、正規雇用につけない若年労働者や男性労働者の非正規雇用採用が

増えている。これらを背景に、下落した世帯所得の補完や配偶者のリストラに備え、あるいはリストラのあおりを受けた配偶者に代わり、老親介護を担う中年世代の既婚女性の就労率が、伸び続けることとなった<sup>29)</sup>。

さらに、わが国の社会保障制度は現役世代が高齢世代を支える世代間扶養を前提としている。しかし、生産年齢人口は2005年をピークに今後、長期にわたって低下することが見込まれている<sup>30)</sup>。景気回復の桎梏、企業倒産、完全失業率上昇、所得下落の一方で増え続ける高齢者人口の増加により、若年世代の社会保険料の負担増加や、民間企業勤労者の加入する厚生年金制度の破綻が生じており、これを契機に、国の年金制度に対する国民の不信感と老後生活への不安が飛躍的に大きくなった<sup>23)28)31)</sup>。前項で、施設介護サービス利用を求める家族の意向の高まりについて触れたが、家族介護者が就労継続を理由に施設介護サービス利用を希望する背景には、現在の生活基盤を支えるだけでなく、老後の生活保障のための自衛手段として就労継続の必要性が出てきたことがいえる。このような状況下で、今後も老親介護を施設介護サービスに委ねながら就労継続を望む女性の増加が見込まれる。

### 3. なぜ質的研究方法を選択したのか

質的方法を選択した理由については、はじめに先行研究で、この現象がどのように扱われ、どのようなことが明らかにされてきたのかを概観した後、質的研究方法の中でもグラウンデッド・セオリーを選んだことについて説明する。

#### 1) 家族介護者研究の概観

この現象を説明するに最も近い既存の概念として、“介護負担”がある。英語ではstress、burden、strainの3語で表現され、『介護が心身の負担、重荷になり、介護が基になり個人に生じる緊張状態、過労、疲労』と定義されている（看護大事典、医学書院、第2版）。介護負担に関する先行研究を概観すると、以下の点に集約できる。

(1) 高齢者の身体的精神的な機能低下により介護に要する時間、労力が増してゆく。被介護者（老親）が認知症をもつ場合は、そうでない場合よりも負担感が高く、これによって介護者の睡眠・食事など基本的な生活が妨げられ、介護者の主観的健康感が悪くなる。介護者が気分転換できず、精神的ゆとりを欠くことと介護負担感の有意な関連である。

(2) 主な研究手法は、西洋文化圏で開発されたストレス理論などを枠組みとした探索的研究と仮説検証型研究（量的研究）であり、ZARIT介護負担感尺度など西洋文化圏で開発された測定尺度を使用している。

(3) 介護者の続柄は、女性介護者であっても、老親の妻、老親の娘、老親子の配偶者（嫁）、単身女性と、さまざまである<sup>32)~46)</sup>。

(4) 研究対象として勤労者と就労していない介護者を対象に比較検討した横断的研究が多く、介護者の就労が介護負担感を高めるか軽減するかについては、一貫した知見は得られていない。すなわち、就労は介護者を一時的に介護から解放する見方があり、勤労介護者では非就労者に比べ精神的なゆとりをもつ可能性も指摘されている。しかし、勤労介護者は非就労者と比べて比較的年齢が若く、健康状態は比較的高齢な非就労者よりも良好な可能性が指摘されている。また勤労介護者は非就労者に比べて、もともと介護と就労の複数の役割をこなす高い能力や、介護によるストレスへの対処能力を備えた介護負担感の軽い集団という見方もある。これらについては研究対象を就労する介護者のみに絞り検討する必要性が指摘されている<sup>15),34)</sup>。

(5) 勤労介護者の介護ストレス対処能力に関する先行研究では、①介護者が出来る範囲を見定め、ペース配分して介護し自身の健康管理に留意する。②気分転換する。という2種類の行動的対処行動が見出されているが、認知的対処行動については把握できていない。それは、調査で用いた対処方略に関する測定尺度のうち、認知的対処行動に関する設問に、回答者に非現実的願望や自責の念などの心理的侵襲をもたらす内容が含まれていたことから、研究者が倫理的配慮として除外し

たためである<sup>47)~49)</sup>。西洋文化圏で開発された測定尺度を用いる量的研究では、このような限界が伴われることがある。そこでこれらを踏まえ、既存の研究仮説や測定尺度では把握できていない側面を含んだ、全体的な現象の理解を可能にする手立てとして、質的研究法によるアプローチが手掛けられ始めた。

山本(1995)、Yamamotoら(1998)は、認知症のある老親を介護する娘・嫁(日本人)26人を対象に、在宅介護サービス利用に至る過程を検討した。研究手法は質的研究法のグラウンデッド・セオリー法を用いた。そこで明らかにされたのは、介護者が身体上の都合等により自ら提供する介護量を引き下げ代わりに介護サービスの利用を考慮する際に、わが国の儒教精神、敬老精神や、女性が家庭内役割を中心的に担うのを良いこととし、介護サービス利用を否定する社会規範や長子相続制が、老親介護を社会的に高く価値あるものとしていることから、強い罪悪感や恥の意識を抱き、サービス利用を躊躇するメカニズムである。さらに山本は、女性介護者が、さまざまな困難について折り合いをつけながら受け入れる一方で、自らの生きがいを保持する方法を見つけていく過程を見出し、「日本女性の小文化」と定義づけた<sup>50)~54)</sup>。

山本のグラウンデッド・セオリー法による質的研究は、私の捉えたい現象に近く、大きな示唆をもたらした。認知症のある高齢者を介護する状況に迫り、負担感の強い介護者の体験や思いを抽出している。しかし、介護者は勤労者に限定されていない。また山本が見出した「日本女性の小文化」は、日本女性の奥ゆかしさや芯の強さを反映した、美しい結果に捉えられた。一方、私の捉えたい現象は、男女共同参画施策や介護保険制度という充実した施策により女性も高齢者も安寧が保障されているかのように見えて、現実的には、高齢者医療・介護費の削減、社会規範によって従来通りの女性の介護責務が重視され、悪化する雇用状況や将来的な社会保障制度への不安の高まる経済情勢の中、豊かな生活基盤確保のため、また自らの生きがいのために就労する女性が、家族への愛情と自己実現の希求

のはざままで揺れ動く姿や、悩み苦しむ実情であった。そこで私は調査対象を勤労女性で、既婚者に限定することとした。また老親の状況として、多少、認知機能の衰えがあるとしても、主治医から認知症との診断を受けていないケースを選定することとした。このケースであれば、女性の慣行的な規範行動に関する老親との日常的な相互作用があると想定され、勤労女性の実情が、より強く導き出されるのではないかと考えたのである。

欧米文献で認知症のある高齢者の介護負担軽減を意図した介入研究は、これまで主に以下の二つについて行われてきた；1) 認知症に関する理解や認知症のある高齢者の介護に関する知識・技術に関する教育的介入、2) 介護者の負担感軽減を意図した心理的介入。介入研究のメタ・アナリシスによると、教育的介入では負担感の軽減に一時的効果はあるものの、認知症の周辺症状や認知症による高齢者のパーソナリティの変化は止めようのない現象であることから、長期的には介護負担感軽減を図ることは難しい。その一方で心理的介入は、介護負担感を引き起こす介護者側の認識の変容に働きかけて行動変容を促すもので、教育的介入に比べて有効な可能性が指摘されている<sup>55)</sup>。以上を踏まえて私は、前述した勤労女性介護者固有の認知的側面を明らかにし、介護負担感を軽減する心理的介入を構築したいと考えたのである。

1990年代、アメリカでワーク・ライフ・バランスという概念が生まれた。定義は『仕事と生活を調和させ、充実感を得られる仕事と健康で豊かな生活の両立』である。わが国では2007年に内閣府が中心となり、『生活と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章』ならびに『仕事と生活の調和推進のための行動指針』が決定され、2009年の育児・介護休業法改正と続いている<sup>29)56)</sup>。介護負担研究においてもワーク・ライフ・バランスに関して検討が始まり、国内の勤労介護者を対象に測定尺度の開発や利用が進んでいるが、現在までのところ子育てと家事、就労との両立に関する検討がほとんどであり、老親介護に関する検討は稀少である<sup>57)</sup>。前述したように、

わが国の社会保障制度は現役世代が高齢世代を支える世代間扶養を前提としているが、生産年齢人口は減少傾向にあり、老親介護を担う中年世代のワーク・ライフ・バランスは、生産年齢人口確保と社会保障制度の基盤を確保する意味でも重要となっている。

## 2) グラウンデッド・セオリーを選んだ理由

研究方法の背景には理論的な見方・考え方があり、グラウンデッド・セオリー法の理論的背景は象徴的相互作用論 (symbolic interactionism) である。象徴的相互作用論では人の行動や考え方は、所属する地域社会などの特定の集団で共有されている、ものの見方・価値観・考え方 (シンボル) の影響を受けて方向付けられると捉える。現象の理解は、人々の相互作用におけるシンボルのやりとりの過程で、既存のシンボルと照らし合わせた結果、再定義され、あるいは新たな意味づけを通してなされる。これは社会化 (socialization) の過程である。グラウンデッド・セオリー法は、社会化の過程に焦点をあてる<sup>58)~60)</sup>。

規範化された女性の家事老親介護役割の重視は、わが国においては女性が一般的に踏襲することと社会化されていると捉えられる。勤労女性介護者が就労希求と家事介護責務の狭間で揺れ動くのは、社会化の過程と捉えられる。以上から私の捉えたい現象にアプローチする方法として、グラウンデッド・セオリーが最適と判断した。

今回は以下について解説する予定である。

4. グラウンデッド・セオリー法による手順の実際 (コーディング~カテゴライズまで)
5. 抽出した結果と評価
6. スーパーバイズの有用性

## 【参考文献】

- 1) 中村由美：医療・保健・福祉の連携で働く介護者を支える。Nurse eye, 12(8), 8-12, 1999
- 2) 日本家政学会：変動する家族，子ども・ジェンダー・高齢者，建帛社，1999
- 3) 南博：日本人の人間関係辞典，講談社，1980
- 4) 沖藤紀子：女が職場を去る日，新潮社，1984
- 5) 坂西友秀：ジェンダーと「家」文化，社会評論社，1999
- 6) 袖井孝子：主婦の家庭外就業とケア機能の外部化，森岡清美監修，石原邦雄・佐竹洋人・堤マサエ・望月嵩編，家族社会学の展開，培風館，1993
- 7) Yamamoto, N., & Wallhagen, M.: Service use by family caregivers in Japan. Social Science and Medicine, 47(5), 677-691, 1998
- 8) 厚生省：厚生白書 昭和 53 年版 健康な老後を考える，大蔵省印刷局，1978
- 9) 国府田文則：わが国における少子化および家族をめぐる政策と研究動向俯瞰。UFJ Institute REPORT, 12(9), 52-60, 2003
- 10) 厚生労働省：平成 22 年度国民生活基礎調査の概況 IV 介護の状況 3 主な介護者の状況，<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyyosa10/>，2012 年 2 月 14 日
- 11) 総務省：平成 18 年社会生活基本調査，<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/pdf/gaiyou2.pdf>，2012 年 2 月 23 日
- 12) 清水良子：介護うつ お姉ちゃん、なんで死んじゃったの，ブックマン社，2009
- 13) 星野純子，堀容子，近藤高明，前川厚子，玉腰浩司，榊原久孝：女性介護者における心身の健康的特性。日本公衆衛生学会誌，56，2，75-86，2009
- 14) 永井邦芳，堀容子，星野純子，浜本律子，鈴木洋子，杉山晃子他：男性家族介護者の心身の主観的健康特性。日本公衆衛生学会誌，58，8，606-615，2011
- 15) 杉原陽子，杉澤秀博：介護ストレスの軽減と在宅継続に対する在宅サービスの効果測定 介護保険制度施行前後の比較。老年社会科学，27(2)，265，2005
- 16) 財団法人 21 世紀職業財団：介護を行う労働者の両立支援策に係る調査研究報告書，[http://www.jiwe.or.jp/publication/pdf/20110325\\_kaigo.pdf](http://www.jiwe.or.jp/publication/pdf/20110325_kaigo.pdf)，2011 年 11 月 8 日
- 17) 厚生労働統計協会：年齢別人口。国民衛

- 生の動向, 58, 9, 39-40, 2011
- 18) 新村拓: ホスピスと老人介護の歴史, 法政大学出版局, 1992
- 19) 春日キスヨ: 介護問題の社会学, 岩波書店, 2004
- 20) 内閣府: 平成18年度食育白書 食をめぐる現状と課題, <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2006/book/html/06sh0101013.html>, 2012年2月14日
- 21) 長津美代子: 親の介護は夫婦関係にどのように影響しているか, 群馬大学教育学部紀要, 44, 153-162, 2009
- 22) 厚生労働省: 特別養護老人ホームの入所申込者の状況, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003byd.html>, 2012年2月14日
- 23) 厚生労働省: 第78回社会保障審議会介護給付費分科会資料 特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究, <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011s4x.html>, 2012年2月14日
- 24) 医療経済研究機構: 特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究, <http://www.ihep.jp/publications/report/search.php?dl=153&i=2>, 2012年2月14日
- 25) 厚生労働省: 平成18年度版 働く女性の実情, <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/04/h0420-2.html>, 2007, 2012年2月15日
- 26) 藤生京子: 女はリストラにめげない会社との闘い. アエラ, 11(33), 6-9, 1998
- 27) 関川靖: バブル経済崩壊後の家計行動. 名古屋文理大学紀要, 4, 33-42, 2004
- 28) 橋木俊詔: 家計から見る日本経済, 岩波新書, 2006
- 29) 竹信三恵子: 女性を活用する国, しない国, 岩波ブックレット, 791, 2010
- 30) 厚生労働統計協会: 将来推計人口, 国民衛生の動向, 58(9), 41, 2011
- 31) 森戸英幸: 視点・公的年金制度の破綻, ジュリスト, 1260, 1-15, 2004
- 32) 冷水豊, 本間みさ子: 障害老人をかかえる家族介護者における世話の困難とその諸要因. 社会老年学, 8(3), 3-18, 1978
- 33) 前田大作, 冷水豊: 障害老人を介護する家族の主観的困難の要因分析. 社会老年学, 19, 3-17, 1984
- 34) 中谷陽明, 東條光雅: 家族介護者の受ける負担. 社会老年学, 29, 27-36, 1989
- 35) 手島陸久, 岡本多喜子, 岡村清子, 浅海奈津美, 佐藤路子: 在宅脳血管障害患者の介護者の抑うつ状態とその規定要因. 社会老年学, 33, 26-37, 1991
- 36) 井上郁: 認知障害のある高齢者とその家族介護者の現状. 看護研究, 29(3), 17-30, 1996
- 37) 杉澤秀博, 中村律子, 中野いずみ, 杉澤あつ子: 要介護老人の介護者における主観的健康感および生活満足度の変化とその関連要因に関する研究 老人福祉手当受給者の4年間の追跡調査から. 日本公衆衛生雑誌, 39(1), 23-32, 1992
- 38) 太田喜久子: 老人のケアにおける家族の負担とストレスに関する研究の動向. 看護研究, 25(6), 12-20, 1992
- 39) 上田照子, 橋本美知子, 高橋祐夫, 後藤博文, 来嶋安子, 大塩まゆみ, 他: 在宅要介護老人を介護する高齢者の負担に関する研究. 日本公衆衛生雑誌, 41(6), 499-506, 1994
- 40) 早乙女京子, 磯田信一, 高岡幹夫, 手島陸久, 成田すみれ, 渡邊慎一, 他: 在宅要援護高齢者を支える介護者の実態調査. 日本公衆衛生雑誌, 44(10), 926, 1997
- 41) 山田皓子, 佐々木明子, 小澤希美, 鈴木育子, 大島史扶美, 桂晶子, 他: 在宅療養高齢者の家族の犠牲感の検討. 日本公衆衛生雑誌, 44(10), 1035, 1997
- 42) 山田紀代美, 鈴木みずえ, 佐藤和佳子, 宮崎徳子: 要介護高齢者の介護者のライフスタイルと疲労感に関する研究. 日本看護科学会誌, 17(4), 11-19, 1997
- 43) 杉原陽子, 杉澤秀博, 中谷陽明, 柴田博: 在宅要介護老人の主介護者のストレスに対する介護期間の影響. 日本公衆衛生雑誌, 45(4), 320-335, 1998

- 44) 松下光子, 平山朝子: 1992年～1996年の高齢者への家族介護にかかわる研究の状況. *Quality Nursing*, 5(7), 43-47, 1999
- 45) 緒方泰子, 橋本廸生, 乙坂佳代: 在宅要介護高齢者を介護する家族の主観的介護負担. *日本公衆衛生雑誌*, 47(4), 307-319, 2000
- 46) 土井由利子, 尾形克己: 痴呆症状を有する在宅高齢者を介護する主介護者の精神的健康に関する研究. *日本公衆衛生雑誌*, 47(1), 32-45, 2000
- 47) 岡林秀樹, 杉澤秀博, 高梨薫, 中谷陽明, 柴田博: 在宅障害高齢者の主介護者における対処法略の構造と燃えつきへの効果. *心理学研究*, 69(6), 486-493, 1999
- 48) 和気純子: 在宅障害老人の家族介護者の対処(コーピング)に関する研究. *社会老年学*, 37, 16-26, 1993
- 49) 和気純子, 矢富直美, 中谷陽明, 冷水豊: 在宅障害老人の家族介護者の対処(コーピング)に関する研究(2) 規定要因と効果モデルの検討・社会福祉援助への示唆と課題. *社会老年学*, 39, 23-34, 1994
- 50) 山本則子: 痴呆老人の家族介護に関する研究 娘および嫁介護者の人生における介護経験の意味 1. 研究背景・文献検討・研究方法. *看護研究*, 28(3), 2-23, 1995
- 51) 山本則子: 痴呆老人の家族介護に関する研究 娘および嫁介護者の人生における介護経験の意味 2. 価値と困難のパラドックス. *看護研究*, 28(4), 67-87, 1995
- 52) 山本則子: 痴呆老人の家族介護に関する研究 娘および嫁介護者の人生における介護経験の意味 3. 介護量引き下げの意思決定過程. *看護研究*, 28(5), 73-91, 1995
- 53) 山本則子: 痴呆老人の家族介護に関する研究 娘および嫁介護者の人生における介護経験の意味 4. 介護しなければならない現実と折り合う介護の軌跡・結論. *看護研究*, 28(6), 51-70, 1995
- 54) Yamamoto, N., & Wallhagen, M.: Service use by family caregivers in Japan. *Social Science and Medicine*, 47(5), 677-691, 1998
- 55) Sorensen, S., Pinquart, M., & Duberstein, P.: How effective are interventions with caregivers? An updated meta-analysis. *The Gerontologist*, 42(3), 356-372, 2002
- 56) 内閣府: 平成20年度版 男女共同参画白書, 佐伯印刷, 2008
- 57) 渡井いずみ, 錦戸典子, 村嶋幸代: 日本人を対象としたワーク・ファミリー・コンフリクト研究の動向. *日本産業衛生学会誌*, 48, 678, 2006
- 58) Strauss, A., & Corbin, J. (1990)/ 南裕子監訳, 操華子, 森岡崇, 志自岐康子, 竹崎久美子訳 (1999). *質的研究の基礎* (第1版), 医学書院
- 59) Flick, U. (2002)/ 小田博志, 春日常, 山本則子, 宮地尚子訳 (2003). *質的研究入門* (第1版), 春秋社
- 60) 木下康仁: *グラウンデッド・セオリー・アプローチ*, 弘文堂, 1999